

1 処分年月日	令和8年6月10日
2 処分を受けた宅地建物取引業者に関する事項	
(1) 商号または名称	株式会社ALL IN
(2) 主たる事務所の所在地	広島県広島市中区中町2番22号
(3) 代表者氏名	代表取締役 澄川 大輔
(4) 免許番号	国土交通大臣(1)10434号
3 処分の内容	
○業務停止処分	
(1) 業務停止期間 令和8年6月24日から令和8年7月23日までの30日間	
(2) 停止を命ずる業務の範囲 宅地建物取引業に係る全部の業務	
4 処分理由	
令和8年1月29日に公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会の社員の地位を失ったが、当該地位を失った日から1週間以内に営業保証金を供託しなかった。 このことは、法第64条の15前段の規定に違反し、これは法第65条第2項第2号に該当する。	

【業務改善措置】

有	無
—	○